

平成29年9月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年9月28日〔木曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力
//	2番	中村 正幸
//	3番	深田 広文
//	5番	羽生 友保
//	6番	古田 洋美
//	7番	鮫島 繁樹
//	9番	牛越 紀幸
//	10番	坂本 江里子
//	11番	岩本 延男
//	12番	河本 アツミ
//	13番	石寺 政和
//	14番	日高 仙三

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 あっせんについて

議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○局長

定刻となりましたので、9月の定例総会を開会いたします。会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中、出席をいただきまして、真にありがとうございます。

さて、厳しかった残暑も台風18号の襲来後ようやく和らぎ過ごしやすくなっておりますが台風や雨不足等で農作物の成長及び収穫へ大きな影響が出ているようです。

一方、委員の皆様には猛暑の中、農地の利用状況調査を実施していただきまして本当にありがとうございました。大変ご苦労様でした。

法改正後、農業委員会に課せられた業務は、大変、重要で膨大な作業となっておりますが、私たち農業委員はもとより推進委員並びに事務局と力を合わせて目標に向かって頑張っていきたいと思っております。皆様のご協力方よろしくをお願いいたします。

○議長

それでは、9月の定例総会を開会いたします。

まず始めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をいたします。

議事録署名委員には、8番日笠山委員と9番牛越委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページです。

1番です。申請地は榕城上之原町地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、面積500平米であります。申請理由としましては、譲受人は現在、借家住まいで手狭であるため、申請地を求めて自己用の住居を建築したいとのことです。土地の条件は、農振農用地区域外であり、農地規模が10ha未満の住宅が連たんする区域に近接することから、第3種農地の市街地内農地に該当すると判断されます。周辺は畑と自己所有の山林がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われれます。

また残高証明書、融資証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われれます。以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。

これについては昨日現地調査が行われております。それでは、調査委員長の報告をお願いいたします。

○14番委員

はい、14番です。昨日、私と1番委員、事務局より局長、内田氏、そして各申請担当地区の委員及び推進委員、立ち会いのもと調査をいたしましたので報告をいたします。

議案第1号ですが、申請地につきましては、県道沿いの上之原線で今は分譲して宅地になっておりますがそこから種子島高校の方へ行く市道沿いにある農地であります。申請理由にありますように借家住まいであるために、新築し自己用の住宅を建築したいということでございました。この農地に関しましては、全部で5,500平米ありまして、それを500平米、分筆をして

今回の5条申請を行っております。第3種農地でありまして、市道沿いにあるということで、排水関係も大丈夫であろうということでありまして、

また後ほど市道の方に農地全体がこう配がとってありまして、雨水等で隣接する農地に影響はないであろうということで、我々、調査委員の見解といたしましては、この申請を許可してもいいだろうということで意見の一致をしたところであります。皆さん方のご審議をよろしくお願いたします。

○議長

はい、ありがとうございました。それでは続いて担当委員の報告をお願いします。

○5番委員

5番です。委員長の方から報告があったとおり、宅地として転用しても、ほかの農地に差しさわりのあるところではないと思っております。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、議案第1号について、事務局及び調査委員長並びに、担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

それでは無いようですので採決いたします。議案第1号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は2ページです。

1番です。榕城本立地区です。台帳地目は畑ですが、昭和60年頃から耕作せず、現在山林となっています。交付基準1（イ）に基づいた申請です。以上で説明終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。これにつきましても昨日、現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

○14番委員

議案第2号の非農地証明願いにつきましても、昨日、現地調査を行っておりますので、報告をしたいと思っております。見てのとおり、山林化しているところでございますが、平成16年に地籍調査が行われ、山林という判定が出たということです。しかしながら登記地目が畑ということで残っていたということで、今回の申請になったということでございます。

今、中心に見えておりますが、これが赤道になっておりまして、両方、左側が365平米、右側が614平米となっております。面積的にもちょっと狭いということでありまして、とても農地に復元するのはちょっと困難であろうということを確認しまして、今回の申請に関しましても許可相当ということで意見の一致を見たところでございます。審議をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。続いて担当委員の報告をお願いします。

○4番委員

はい、4番です。ただいま調査委員長が報告したとおりですけれども、利用状況調査においても、山林ということで旧道沿いにあり、調査委員長が報告した通り、全くの山林で、非農地として別段、何の問題もないと思っております。以上です。

○議長

ただいま、事務局、調査委員長並びに担当委員の説明がありましたけれども、これについて、

質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

それでは無いようですので採決をいたします。議案第2号「非農地証明願いについて」非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、議案第2号「非農地証明願いについて」は、非農地として承認することといたします。

○議長

続きまして議案第3号「あっせんについて」を議題とします。事務局説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「あっせんについて」です。資料は3ページです。

3ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は榕城岳之田地区です。現在申出人がさとうきびといもを作付けしておりますが、高齢により年度末で作付けをやめるということで、来年4月以降に標準額で貸したいとのことです。2筆目の4,218平米の農地については、山手側のほうは表土があまりないとのことです。あっせん委員につきましては、10番坂本委員と5番羽生委員をお願いいたします。

3ページ下段「貸したい」の申し出です。場所は伊関又延地区です。現在申出人が耕作中ですが、来年から標準額で貸したいとのことです。さつまいもで連作障害が出ているのでさとうきびが良さそうであるとのことです。6筆合計の実面積は63アールほどです。あっせん委員につきましては、6番古田委員と8番日笠山委員をお願いいたします。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。今日は、「貸したい」の申し出が2件です。これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

それでは無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくをお願いをいたします。

○議長

続きまして議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

まず始めに「利用権の設定」を説明いたします。平成29年9期①、農用地利用集積計画の1の1ページをお開きください。ここで資料の訂正をお願いいたします。

1段目の期間ですけれども、平成29年10月1日から平成34年9月30日となっておりますが、終期のほうが平成39年9月30日の間違いでありましたので訂正をお願いいたします。失礼いたしました。

○事務局

それでは説明いたします。

1段目で期間が平成29年10月1日から平成39年9月30日の10年間、地目畑、面積10,800平米で利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成30年3月1日から平成40年2月29日の10年間、地目畑、面積6,826平米、うち更新分6,826平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

内訳については、1の2ページを、詳細については、1の3ページから1の4ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転です。2の1ページをお開きください。

1段目です。平成29年10月1日に所有権を移転するものです。地目田、面積4,640平米、地目畑、面積3,734平米、所有権を移転する者2人、受ける者2人です。

内訳については、2の2ページを、詳細については、2-3ページから2-7ページをご覧ください。

ください。以上、すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから、提案いたしました。委員の皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局のほうから説明がありました。利用権の設定、整理番号 1 番、2 番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いします。

○5 番委員

5 番委員です。対象農地につきましては、9 月 23 日午前 7 時に最適化推進委員と借り主、立ち会いのもとで現地を確認いたしました。この中身につきましても賃借料と貸借の期間等々を確認してきたところですので。この 26 日に土地所有者に電話をして、そのとおりですという確認をとっておりますので、何ら問題ないと、了承していいのではないかと思います。

○6 番委員

6 番です。整理番号 2 番について説明いたします。これは 3 筆ありまして、1 筆目ですが、これは、今年度、更新ということで上がってきておりまして、16 日に借り人と貸し人の両方に連絡をいたしまして、親子関係ですので間違いのないことですので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。終わります

○議長

はい、ありがとうございました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○4 番委員

この 1 番ですが、現在はどうなっているのですか。

○5 番委員

牧草を作っています。

○議長

それでは質疑がないようですので採決をいたします。利用権の設定 1 番 2 番について、原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございました。

全員の賛成ですので、利用権の設定 1 番 2 番については、原案どおり、承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、所有権の移転の 1 番、2 番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いします。

○2 番委員

2 番です。整理番号 1 番について報告いたします。9 月 25 日、譲受人立会いのもと、現地調査を行いました。譲受人はさとうきび、でん粉芋、米を中心とした認定農家です。譲渡人は、鹿児島在住で電話にて確認をとりました。この畑は、昨年 4 月、売買のあっせんの中の 1 枚です。昨年より借りて、さとうきびを植え付けています。今回、価格の折り合いがつき契約に至ったそうです。農業機械についても一式そろっており、経営技術においても申し分ありません。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○8 番委員

8 番です。整理番号 2 について説明します。譲受人と譲渡人は子供同士が結婚しまして、以前にも畑の売買をしたところですので。それで今回も譲渡人の要望ということで、この田んぼを購入することになったんですが、26 日に、譲受人に先に行きまして話をしたところ、図面を見せたらこの田んぼ自体が道に面しているところから直接入れずに、隣の同じ譲渡人の畑が荒れていて、そこを歩いていくようなところでして、譲受人はここも一体的に売買の予定だったという事で、また譲渡人の方に行きまして話したところ、それでいいですよということになった次第です。面積と、地目とかはまた違ってきて、それで申請の時期とかもう差し迫っていたも

のですから、この件につきまして事務局とも相談させていただきまして、一応この田んぼの分だけこの面積で、この金額でという条件で今月の総会にかけさせていただきまして、その隣接するその畑は来月また贈与といいますか、無償贈与するという感じで、お願いしたいなということで相談した次第です。やっぱりちゃんと現地で双方確認した方がよかったかなと思った次第でした。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。これについて、質疑のある方挙手でお願いいたします。

○14番委員

今の2番につきましてですけど、来月申請する畑の分に関して贈与ということでしたが、贈与ですか、無償譲渡ですか。

○事務局


はい、お答えします。昨日、日笠山委員のほうから話がありまして、いろいろ検討したのですけれども、今月の分を1回取り下げて、来月2筆まとめて売買という形をとるのか、もしくは今月1筆を通してそのまま残りの分の対価については2筆でこの金額ということに間違いのないということでしたので、来月、片方の方は贈与という形ですという方法で問題ないということでしたところでありまして。


○議長


よろしいでしょうか。他に無いようですので採決をいたします。所有権の移転、整理番号1番、2番について原案どおり承認する方の挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、所有権の移転、整理番号1番2番について、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長 脇田 峰 佳 

8番委員 日笠山 隆 

9番委員 牛越 紀幸 

第 九 章